

# (株式会社を設立) 経営・管理、許可申請の流れ

ご相談・打合せ

ご相談無料

新たに会社(株式会社)をつくり、「経営・管理ビザ」を取得するまでのおおまかな流れです。

・既に在留カードを取得している方又は  
・日本国内に共同経営者がいる方

・日本国外に在住で  
日本の在留資格を持っていない方

短期(商用)ビザで来日

事務所を決める。

- ・どのような会社にするのかヒアリングした後、当事務所にて定款を作成します。
- (1) 定款作成
- ・商号、本店、事業の内容(目的)・資本金、役員(取締役、監査役)を決める。
- (2) 定款認証(公証人役場)
- ・定款認証手数料 5万円
- ・定款(収入印紙) 4万円 (当事務所は電子証明書で定款を作成)
- ・定款の謄本証明料1通 700円、保管料 300円

(3) 必要なもの  
・株主、社長の実印(印鑑証明書)

(3) 必要なもの(大使館で取得)  
・株主(社長)サイン証明書

認定書交付申請

帰国(一旦)

認定書交付後 来日

・銀行通帳(出資払込金の払込)  
・会社の印鑑(実印)

・住民登録  
・株主、社長の印鑑証明書発行手続き  
・銀行通帳開設  
・出資払込金の払込  
・会社の印鑑(実印)

会社 登記申請 (提携司法書士)

・登録免許税(法務局) 15万円

税務署などの手続き (提携税理士 確定申告)

入国管理局 申請(交付、変更)

入国管理局 申請(更新)

・申請書、事業計画書など作成 ・添付書類の収集

会計帳簿、決算

・給与計算、年末調整など ・社会保険、労働保険手続き  
・許認可申請 ・諸官庁手続き  
・記帳代行、決算書作成

税務署、確定申告 (提携税理士 確定申告)

無料相談受け付け中

※今後の運用により、多少変わる可能性がありますので、ご注意ください。